

この通知は、令和8年度に小学4～6年生の児童を養育する、児童扶養手当またはひとり親医療受給者の方へ送付しています。

## 令和8年度坂井市ひとり親家庭習い事支援事業助成金のご案内

坂井市では、ひとり親家庭等を対象に習い事に係る費用の一部を助成しています。

### 【対象世帯】

坂井市に住所を有する、次のいずれかに該当する世帯。

1. 児童扶養手当受給者
2. 坂井市ひとり親家庭等医療費助成受給者
3. 市民税非課税世帯

### 【対象児童】

小学4～6年生

### 【助成対象】

初期費用、月謝、受講料、道具代、教材代、ユニフォーム代、制服代など習い事に係る費用

### 【習い事の例】 ※学習塾等の学習指導となる習い事（国語、社会、算数、理科及び英語）は対象外です。

- |         |                                   |
|---------|-----------------------------------|
| (スポーツ系) | スイミング、サッカー、野球、バレーなど全般 ※スポーツ少年団を含む |
| (音楽系)   | ピアノ、ギター、バイオリン、歌、ダンスなど             |
| (武道系)   | 柔道、剣道、空手、ボクシングなど                  |
| (伝統文化系) | 日本舞踊、将棋、囲碁、和太鼓、習字、華道など            |
| (教室系)   | そろばん、サイエンス、プログラミング、絵画、料理など        |
| (その他)   | コミセン講座、単発の習い事、体験活動など              |

### 【助成上限額】 ※助成上限額は4/1時点での支給区分で決定します。

支払日	4月-翌3月
児童扶養手当全部支給相当所得者	120,000円
児童扶養手当一部支給相当所得者 市民税非課税世帯	60,000円

※例えば、3月分の月謝を4月に支払った場合は、4月分の支払いとみなします。

### 【手続きの流れ】

○申請期間 下記の表のとおり

支払日	交付申請書提出期間
4月1日～10月末日	11月末日
11月1日～3月末日	3月末日

- 必要なもの
- ①坂井市ひとり親家庭習い事支援事業助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）
  - ②児童扶養手当証書の写し又はひとり親家庭等医療費助成受給者証の写し
  - ③支払い額および支払日を証明できるもの（領収書、通帳、月謝の写し等）
  - ④支払証明書（様式第2号）※③を添付できない場合
  - ⑤振込先の保護者名義の通帳の写し
  - ⑥（令和7年1月以降に坂井市に転入した方のみ）非課税証明書

○提出先 坂井市役所子ども福祉課窓口 または オンライン申請フォーム

オンライン申請フォームはこちら



※携帯番号等連絡の取れる連絡先を記入下さい。

坂井市役所 子ども福祉課  
電話 0776-50-3042